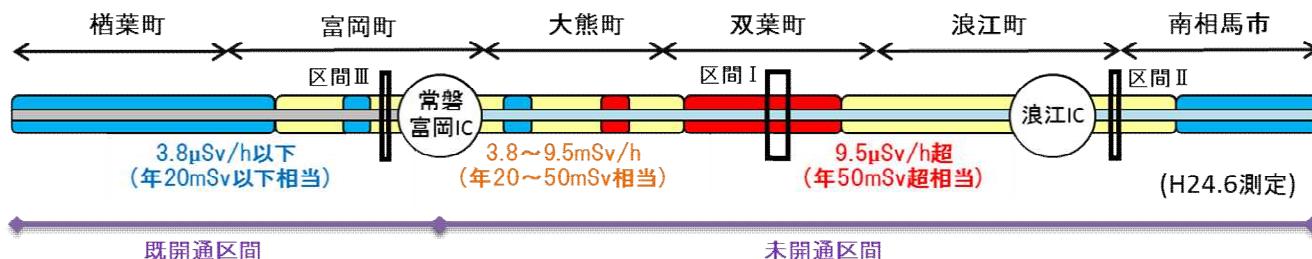


## 今後の警戒区域内における常磐自動車道の除染の進め方について

「常磐自動車道警戒区域内における除染モデル実証事業」の結果を踏まえ、以下の考え方により、常磐自動車道の除染を進める予定である。

### (1) 警戒区域内における常磐自動車道の線量状況について（平成 24 年 6 月現在）



(参考) 各市町村の沿線距離

楢葉町	約 7.4km	富岡町	約 8.7km	大熊町	約 4.1km
双葉町	約 5.5km	浪江町	約 7.1km	南相馬市	約 8.2km

### (2) 除染対象範囲

常磐自動車道の早期の供用開始を目指し、今後の復旧・整備工事と緊密に連携しながら可能な限り早期に除染を終了させる観点から、路面上の空間線量率が  $3.8\mu\text{Sv/h}$  超の箇所を、除染対象範囲とする。

なお、路面上の空間線量率が  $3.8\mu\text{Sv/h}$  以下の箇所は、生活圏に近接する常磐自動車道の敷地内について除染対象範囲に含めることとし、特別地域内除染実施計画に沿って、今後、計画的に除染を進める（仮置場が確保されることを前提とする）。

### (3) 除染方針及び除染方法

モデル事業の結果を踏まえ、線量状況に応じて、以下の方針、方法により除染を行う。

#### ① $3.8\mu\text{Sv/h}$ 超、 $9.5\mu\text{Sv/h}$ 以下 :

今後の復旧・整備工事で修繕・整備する箇所については、路面舗装等の効果による線量低減が期待されることから、それ以外の箇所について、路面上における供用時の空間線量率を概ね  $3.8\mu\text{Sv/h}$  以下とすることを旨とする。

#### ② $9.5\mu\text{Sv/h}$ 超 :

合理的な範囲内で効果的な除染を出来る限り実施し、路面上における供用時の空間線量率を、最も高い箇所においても、概ね  $9.5\mu\text{Sv/h}$  以下とすることを旨とする。

	3.8~9.5 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	9.5~ ( $\mu\text{Sv/h}$ )
路面 (本線用地)	高圧洗浄、舗装※	表土除去、舗装※
路面 (将来用地)	除草、混合	
切土法面	除草	除草、植生基材除去
盛土法面	除草	
側溝	堆積物除去・清掃	

※：舗装は、復旧・整備工事にて実施

### (4) スケジュール

仮置場が確保されることを前提に、今後、速やかに除染の工事発注を行い、年内に除染に着手し、平成 25 年 6 月末までに除染工事を完了する予定。